

平成 29 年度地域商社事業首都圏機能業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

平成 29 年度地方創生推進交付金（第 2 回）実施計画に基づく地域商社事業首都圏機能業務委託

(2) 目的

静岡県西伊豆町が香川県丸亀市と共同して申請した件名中の実施計画に基づき、首都圏において海外展開を含む販路を持つ事業者を選定し、各申請自治体に設置される地域商社（以下「各地域商社」という。）から首都圏及び海外への商流を確立することを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 各地域商社から仕入れる商品の首都圏及び海外への商流を確立するために、実店舗設置、通信販売によるほか、飲食店設置による販売を行う。
- ② 各地域商社における商品開発（デザイン、ブランディング）支援のほか、首都圏及び海外における商流確立に係る総合的なプロモーションを行う。

2 業務期間

契約締結日～平成 30 年 3 月 31 日まで

ただし、上記契約締結日が、地域創生推進交付金の交付決定日より早い場合は、当該交付決定日を業務開始日とする。

3 予算額（提案上限額）

18,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む額）

※1（1）の実施計画のうち西伊豆町分の事業額

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

企画提案書提出時において次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 静岡県西伊豆町による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされ

ていないこと。

(4) 本店所在地において、地方税の滞納がないこと。

(5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 企画提案者（企画提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が次のいずれにも該当しないこと。

- ① 代表一般役員等（企画提案者の代表役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められる。
- ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる。
- ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑤ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められる。

6 プロポーザル実施スケジュールほか

(1) スケジュール

項目	日程等
募集の開始	平成29年10月10日(火) 午前9時から
質問受付期間	平成29年10月11日(水)～17日(火)（営業時間内）
質問に対する回答期限	平成29年10月20日(金)
企画提案書等提出期限	平成29年10月26日(木) 午後4時まで

プレゼンテーション実施日	平成 29 年 11 月上旬予定
審査結果通知日	平成 29 年 11 月上旬予定

(2) 質問・回答

本プロポーザルの内容に関して不明な点がある場合、質問書（様式第 5 号）によって質問すること。

- ①質問受付期間 平成 29 年 10 月 11 日（水）～17 日（火）17 時
- ②提出方法 電子メール、ファックス又は郵送（すべて期限必着）
- ③提出先 西伊豆町役場まちづくり課 商工係
〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401-1
電子メール：kankou@town.nishiizu.shizuoka.jp
ファックス：0558-52-1202
- ④質問回答日 平成 29 年 10 月 20 日（金）
応募者全員に対して、電子メール又はファックスにより回答

⑤その他

- ア 企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問は受け付けない。
- イ 質問者の名称は公開しない。
- ウ 電話及び口頭による質問は受け付けない。

(3) 参加意思の表明

本プロポーザルに参加する場合は、以下の書類を提出すること。

①提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式 1）
- イ 参加資格に関する書類

西伊豆町競争入札参加資格を有していない者は、以下の書類を提出すること。

- (ア) 本店所在地において、地方税の滞納がないことを証明する書類
- (イ) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (ウ) 社会保険料の滞納がないことを証明する書類
- (エ) 決算書（直近 1 年分）
- (オ) 法人等登記簿謄本
- (カ) 定款

* (オ)、(カ) について、法人格を有しない場合、運営規定等の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名、住所を記載した書類を提出すること。

- ② 提出期限 平成 29 年 10 月 26 日（木）17 時必着（遅れた場合参加は認めない）
- ③ 提出部数 代表者印を押印の者を 1 部、写しを 4 部合計 5 部
- ④ 提出方法 持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送で提出すること。

⑤ 提出先 西伊豆町役場 まちづくり課 商工係

(4) 企画提案書の作成・提出方法

企画提案書の作成・提出にあたっては、次の事項に従うこと。

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 業務概要書（様式第2号）

ウ 会社概要書（様式第4号）

② 企画提案書の作成方法

ア 1（3）業務内容に示す内容で、以下に示した内容についても提案すること。

様式は任意とする。

イ 留意事項

（ア）企画提案書は、1者1提案とする。

（イ）企画提案書提出後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。ただし、本町が認めた場合はこの限りでない。

③ 見積書の作成方法

ア 見積書（様式第3号）及び任意の様式による内訳書を提出すること。

イ 内訳書は見積書書と割印すること。

ウ 見積書は、消費税相当額を含まない額を記載することとし、提案上限額の範囲内であること。

エ 提案価格の詳細は、内訳書に記載すること。

④ 提出期限 平成29年10月26日（木）17時必着

期限に遅れた場合、参加は認めない。

⑤ 提出先 西伊豆町役場まちづくり課 商工係

⑥ 提出方法 持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送で提出すること。

⑦ 提出部数 企画提案書：代表印を押印したもの1部及び写し4部計5部

⑧ 見積書 代表印を押印したもの1部（封入封緘押印のこと）

6 企画提案の審査等

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーションの実施方法については以下のとおりであるが、詳細については別途通知する。

① 日時及び開催場所 平成29年11月上旬 西伊豆町役場

詳細な日程、開催場所は参加者へあらためて通知する。

※応募件数によっては日程等を変更する場合有り。

② 実施時間 1者あたり説明20分以内、質疑応答10分以内とする。

③ 説明順 当日、抽選により決定する。

- ④ 資料 原則として、企画提案書を用いることとする。また、プレゼンテーション用ツールが必要な場合、必要な機材は、提案者が準備すること。

(2) 企画提案の審査等

「西伊豆町平成 29 年度地方創生推進交付金（第 2 回）実施計画に基づく地域商社事業首都圏機能業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、「優先交渉権者選定基準」に基づき、企画提案書の審査を行う。

優先交渉権者及び次点交渉権者

最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定し、併せて次点交渉権者も選定する。

(3) 審査基準、審査項目及び配点

審査基準、審査項目及び配点は、別紙「優先交渉権者選定基準」によるものとする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、平成 29 年 11 月上旬に全ての提案者に通知する。

なお、審査結果については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

7 契約

(1) 契約交渉地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、審査委員会を選定した優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。ただし、優先交渉権者との交渉が整わない場合、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(2) 契約業務委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び西伊豆町財務規則をはじめとする諸規定を適用するものとする。

8 失格又は無効に関する事項

(1) 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者が審査委員又は関係者に本提案協議に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その者は失格とする。

(2) 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が提案した企画提案
- ② 提出方法、提出先及び提出期限に従わず提出した企画提案
- ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な企画提案
- ④ 2 通以上の企画提案書が提出された企画提案
- ⑤ その他、実施要領等に示した条件等、企画提案の参加に関する条件に違反した企画提案

9 その他

(1) 費用負担・書類の返却等

- ① 提出書類の作成・提出、プレゼンテーションの実施等にかかる一切の経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。なお、書類は委託業者の選定のみを使用し、他の目的には使用しない。

(2) 辞退の取り扱い

- ① 「企画提案書」の提出後に辞退する場合は、辞退届をプレゼンテーション実施3日前の7時までに提出すること。
- ② 提出方法は、企画提案書の提出方法と同じとする。
- ③ 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

(3) 情報公開及び提供

西伊豆町情報公開条例（平成17年4月1日西伊豆町条例第11号）に基づき、情報公開請求があった場合、企画提案に関する情報について、情報公開するものとする。

(4) 個人情報

- ① 提供書類に記載された従業員等の個人情報は、企画提案及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- ② 個人情報の取り扱いは、西伊豆町個人情報保護条例（平成17年4月1日西伊豆町条例第12号）によるものとする。

(5) 著作権

- ① 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- ② 提出書類は、企画提案及び契約事務の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- ③ 優先交渉権者選定結果の公表等において市がこの事業に関し必要と認める用途については、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(6) 審査又は契約の延期

- ① 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができないときは延期する。
- ① その場合の提案者の損害は提案者の負担とする。

(7) 契約締結の中止

件名の計画共同申請者である香川県丸亀市において、同申請に係る補正予算が承認されないなど同市において予算が確保できない場合は、本プロポーザルに係る本町の業務委託契約は中止される。この場合における企画提案者の損害は提案者の負担とする。

10 問い合わせ先・提出先

西伊豆町役場まちづくり課 商工係

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401-1

電話：0558-52-1966

電子メール：kankou@town.nishiizu.shizuoka.jp

ファックス：0558-52-1202